

NPO法人の認証等の事務を 会津若松市で開始します

現在、福島県で実施している特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の設立認証等に関する事務のうち、会津若松市内にのみ事務所を置くNPO法人に関する事務について、平成26年4月から権限の委譲を受け、会津若松市で実施することになりました。

会津若松市が実施する主な事務

- ・ NPO法人設立の認証申請
- ・ 設立登記完了の届出
- ・ 役員変更の届出
- ・ 解散の届出
- ・ 法人に関する改善命令等監督に関する事務 など
- ・ 広告及び縦覧
- ・ 事業報告書の提出
- ・ 定款変更の認証申請
- ・ 事業報告書等の閲覧の実施



会津若松市ユニバーサルデザイン
イメージキャラクター
「ゆにはくん」

法人の事務手続きの窓口

会津若松市にのみ事務所を有する場合

会津若松市役所企画政策部企画調整課 協働・男女参画室

主たる事務所が会津若松市で、従たる事務所を県内各市町村に有する場合

福島県企画調整部文化スポーツ局 文化振興課

その他

平成26年3月末までに福島県が受理した申請、届出などは、会津若松市に引き継がれますので、新たに申請をしないなどの手続きは不要です。

また、会津若松市に書類を提出していただく際は、宛名が福島県知事から会津若松市長に変更になりますのでご注意ください。

なお、提出部数についてはこれまで福島県に提出していた部数と変更ありません。

【事務担当】

〒965-8601 会津若松市東栄町3-46 会津若松市本庁舎3階

会津若松市企画政策部企画調整課 協働・男女参画室

Tel : 39-1405 Fax : 39-1400